

平成 17 年度 (平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日)

三好町まちづくり土地利用条例の

施行状況をお知らせします

三好町まちづくり土地利用条例第 52 条の規定に基づき、毎年度、この条例の施行状況を取りまとめ、三好町まちづくり審議会の意見を添えて、住民に公表いたします。

平成 17 年度の条例の施行状況及び審議会の意見は次のとおりです。

◆ 特定開発事業

平成 17 年度中に特定開発事業の開発計画書を受け付けした件数は、66 件でした。この中で、開発事業の中止等のため取り下げされた件数は 5 件で、手続きを終えて開発事業に関する工事の全部が完了し、検査済証を交付した件数は 12 件でした。他の案件については、手続中又は他法令に基づく許認可等の申請中又は工事中です。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ 小規模開発事業

平成 17 年度中に小規模開発事業の届出書を受け付けした件数は 135 件でした。この中で開発事業の中止等のため取り下げされた件数は 1 件で、他の案件については、この条例の手続きは終了しました。

⇒詳しくは別表をご覧ください。

◆ その他条例に基づく町長の事務に関する事項

その他条例に基づく町長の事務に関する事項として、公的な団体が特定開発事業を実施しようとする場合における第 5 章及び第 6 章の規定の適用についての協議（条例第 45 条）が 2 件あり、いずれも適用しないこととしました。

★ 三好町まちづくり審議会の意見

平成 18 年 4 月 27 日(木)に開催された、三好町まちづくり審議会での条例の施行状況についての意見は、次のとおりでした。

『本審議会としては、適正に施行されていると判断する。』

平成17年度三好町まちづくり土地利用条例の施行状況

三好町まちづくり土地利用条例の施行状況（平成17年4月1日～平成18年3月31日受付分）は、次のとおりです。

1 特定開発事業

(1) 受付件数及び処理状況等

① 構想届出書

単位：件

受付件数	処 理 状 況		
	開発計画書の提出がなされた件数	開発計画書の提出がされていない件数	取下げ
21	13	5	3

② 開発計画書

単位：件

受付件数	処 理 状 況				助言・勧告の有無の通知までの平均日数
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ	
66	49	0	12	5	43.7日

上表の内、意見書の提出及び公聴会の請求がなされた件数	意見書の提出	公聴会開催請求
	1	0

③ 協議後開発計画書

単位：件

助言・勧告しないとした件数	処 理 状 況					命令の有無の通知までの平均日数
	中止・変更等の命令をしない	中止・変更等の命令をする	手続き中	取下げ	協議後開発計画書の未提出	
49	46	0	0	0	3	58.0日

上表の内、変更開発計画書及び措置実施計画書の提出がなされた件数	変更開発計画書の提出	措置実施計画書の提出
	1	0

④ 工事完了届

単位：件

命令をしないとした件数	処 理 状 況				検査結果の通知までの平均日数
	検査済証の交付	手続き中	取下げ	事業中	
46	12	3	0	31	275.3日

上表の内、工事の停止等の命令がなされた件数
1

(2) 特定開発事業（開発計画書の提出があった案件）の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	宅地造成	共同住宅	工場・倉庫	店舗	駐車場	農地改良	その他※1	合計
住環境保全区域A			1			1			2
住環境保全区域A・教育環境保全区域			2						2
住環境保全区域B			2						2
住環境保全区域B・教育環境保全区域			3						3
住環境保全区域C		1	8						9
住環境保全区域C・教育環境保全区域		4	2					1	7
農業保全区域				2	4	2		3	11
農業保全区域・教育環境保全区域						1	1		2
農業保全区域・防災調整区域									0
自然保全区域									0
集落居住区域			3	1	1				5
集落居住区域・教育環境保全区域		1							1
教育環境保全区域		1	1	2	1				5
防災調整区域						1			1
指定なし		1	4	5		5		1	16
合計		8	26	10	6	10	1	5	66

※1：その他=特別養護老人ホーム・病院・福利厚生施設・大学の校舎

2 小規模開発事業

(1) 受付件数及び処理状況

単位：件

受付件数	処 理 状 況			
	助言・勧告しない	助言・勧告する	手続き中	取下げ
135	134	0	0	1

(2) 小規模開発事業の内容

単位：件

土地利用誘導区域	内容	戸建て住宅	共同住宅	工場・倉庫	店舗※2	駐車場	農地改良	その他※3	合計
住環境保全区域A		46	1					3	50
住環境保全区域A・教育環境保全区域		7	1					1	9
住環境保全区域B						3		2	5
住環境保全区域B・教育環境保全区域			1			2		1	4
住環境保全区域C			2	1	1	1	1	1	7
住環境保全区域C・教育環境保全区域			2						2
農業保全区域				5	1	5	6	4	21
農業保全区域・教育環境保全区域					1	1			2
農業保全区域・防災調整区域									0
自然保全区域						1		1	2
集落居住区域			2	8	1	4		6	21
集落居住区域・教育環境保全区域				2				1	3
教育環境保全区域				1	2	3		1	7
防災調整区域				1		1			2
指定なし									0
合 計		53	9	18	6	21	7	21	135

※2：店舗=店舗付住宅含む

※3：その他=事務所・集会施設・資材置場・診療所・学習塾・児童公園・公衆浴場

3 その他条例に基づく町長の事務に関する事項

(1) 三好町まちづくり土地利用条例第45条

(特定開発事業を実施しようとする場合における第5章及び第6章の規定の適用)

単位：件

件数	処 理 状 況	特定開発事業の内容	事業者（公的な団体）
2	適用しない	名古屋刑務所職員宿舎新営工事	国（名古屋刑務所）
	適用しない	愛知県立三好養護学校増築工事	県（建設部公共建築課）